

平成 30 年度 下田市の人事行政の運営状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分 部門		職 員 数 (人)			主な増減理由
		平成 29 年度	平成 30 年度	対前年増減	
一般 行政	議 会	4	4		
	総 務	5 5	5 4	△ 1	静岡県との人事交流派遣の終了
	税 務	1 8	1 8		
	農林水産	9	8	△ 1	職員の人員配置調整
	商 工	7	9	2	静岡 D C ・ フラワー都市交流 ・ 東京 2020 オリンピックパラリン ピックに伴う観光業務の増、静 岡県職員との人事交流派遣
	土 木	1 7	1 8	1	地籍調査業務の増等
	民 生	4 9	5 0	1	保育所に副園長職を新規配置
	衛 生	2 6	2 5	△ 1	ごみ収集業務の民間委託等
	小 計	1 8 5	1 8 6	1	
特別 行政	教 育	2 6	2 6		
公営 企業 等会 計	水 道	1 0	1 0		
	下 水 道	4	4		
	そ の 他	1 8	1 8		
	小 計	3 2	3 2		
合 計		2 4 3 (2 8 6)	2 4 4 (2 8 6)	1 (0)	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。

2. 再任用職員（平成 29 年度 1 名、平成 30 年度 3 名）を含み、一部事務組合への派遣職員は除きます。

3. () 内は、条例定数の合計です。

(2) 採用及び退職の状況（平成 29 年度）

区分 部門		離 職 (人)									
		採用 (人)	退 職					免 職		失職	合計
			定年	勸奨	普通	早期退職 募集制度	死亡	任期満了	分限	懲戒	
合 計		9	4	0	5	1	0	0	0	0	10

(注) 1. 採用は、平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日の間に採用した者の人数です。再任用職員は除きます。

2. 退職は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に退職した者の人数です。

3. 定年退職者のうち 2 人を再任用職員として任用。

(3) 定員適正化のための数値目標及び進捗状況

下田市では、平成 28 年～30 年まで 3 年間で 2 人の削減を目標とする第 5 次定員適正化計画を策定し、次のように定員適正化を進めました。

平成 27 年 4 月 1 日職員数	244 人	年度	27	28	29	30
平成 30 年 4 月 1 日目標職員数	242 人	計画 (H28～H30)	244	246	243	242
平成 30 年 4 月 1 日職員数(実績)	244 人	実績	244	246	243	244

(注) 1. 平成 28 年度の実績は、平成 28 年 5 月 11 日現在の職員数

2. 現在、平成 31 年度以降の第 6 次定員適正化計画を策定中です。

2 人事評価の状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
(1) 人事評価を実施している	○		○	
(2) 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用				
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
(3) 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

3 給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成 29 年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
10,030,418 千円	1,673,928 千円	16.7%

(2) 職員給与費の状況 (平成 30 年度普通会計当初予算)

職員数(人) A	職 員 給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
214 人	792,161 千円	99,657 千円	312,206 千円	1,204,024 千円	5,679 千円

(注) 職員手当には、退職手当と児童手当は含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額※	平均年齢
一般行政職	293,092 円	340,246 円	38.8 歳
技能労務職	343,920 円	359,173 円	53.3 歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(4) 初任給の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		下 田 市	※国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	185,500 円	総合職 192,700 円 一般職 179,200 円
	高校卒	156,900 円	一般職 147,100 円
技能労務職	高校卒	156,900 円	一般職 144,500 円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	250,600 円	356,000 円	392,300 円	405,600 円
	高校卒	233,200 円	304,600 円	342,400 円	407,700 円
技能労務職	高校卒	217,400 円	293,700 円	356,600 円	359,900 円

(注) 経験年数に該当する職員の平均給料月額を記載していますが、経験年数に該当職員がいない等の場合は、近似値を記載している場合があります。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	主事、技師	40	26.5
2 級	主事、技師	30	19.9
3 級	主事、技師	16	10.5
4 級	係長、主幹、主査	32	21.2
5 級	課長補佐、副室長、副所長、局長補佐、検査監	17	11.3
6 級	課長、室長、所長、局長、参事、技監	16	10.6
計		151	100.0

(注) 1. 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する職務です。

2. 再任用職員 (2 名) は除きます。

(7) 期末・勤勉手当の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在) (単位: 月分)

区分	下 田 市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225	0.90	2.125	1.225	0.90	2.125
12 月期	1.375	0.90	2.275	1.375	0.90	2.275
計	2.60	1.80	4.40	2.60	1.80	4.40

(8) 退職手当の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	下 田 市		国	
	自己都合	定年・応募認定	自己都合	定年・応募認定
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たりの平均支給額	14,055 千円		—	

（注）1 人当たりの平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(9) その他の主な手当の内容

ア 特殊勤務手当は、平成 18 年度末までにすべて廃止されました。

イ 時間外勤務手当（平成 28、29 年度普通会計決算）

	28 年度	29 年度
支給総額	28,558 千円	33,240 千円
職員 1 人当たり支給年額	135 千円	171 千円

ウ 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 配偶者及び子以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	
住居手当	[借家・借間居住者] 支給対象者 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 全額支給限度額 11,000 円 2 分の 1 加算限度額 16,000 円 最高支給限度額 27,000 円	同じ	
通勤手当	[交通機関等利用者] 最高支給限度額 55,000 円 [交通用具使用者] 片道 2km 以上 3km 未満 2,200 円 片道 3km 以上 4km 未満 3,300 円 片道 4km 以上 5km 未満 4,400 円 片道 5km 以上 6km 未満 5,500 円 片道 6km 以上 7km 未満 6,600 円 片道 7km 以上 8km 未満 7,700 円	一部異なる	[交通用具使用者] 片道 5km 未満 2,000 円 片道 5km 以上 10km 未満 4,200 円 片道 10km 以上 15km 未満 7,100 円 片道 15km 以上 20km 未満 10,000 円 片道 20km 以上 25km 未満 12,900 円 片道 25km 以上 30km 未満 15,800 円

片道 8km 以上 9km 未満	8,800 円	片道 30km 以上 35km 未満	18,700 円
片道 9km 以上 10km 未満	9,900 円	片道 35km 以上 40km 未満	21,600 円
片道 10km 以上 12km 未満	11,000 円	片道 40km 以上 45km 未満	24,400 円
片道 12km 以上 14km 未満	13,200 円	片道 45km 以上 50km 未満	26,200 円
片道 14km 以上 16km 未満	15,400 円	片道 50km 以上 55km 未満	28,000 円
片道 16km 以上 18km 未満	17,600 円	片道 55km 以上 60km 未満	29,800 円
片道 18km 以上 20km 未満	19,800 円	片道 60km 以上	31,600 円
片道 20km 以上 23km 未満	21,000 円		
片道 23km 以上 26km 未満	23,000 円		
片道 26km 以上	24,000 円		
*勤務先側において駐車場を借りている場合、6,000 円を限度に加算有。		*新幹線等利用者は 20,000 円を限度に加算有	
[併用者(交通機関と交通用具)]			
最高支給限度額		55,000 円	

(10) 特別職の給与等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給 料	市 長	671,000 円	6 月期	1.90 月分
	副市長	596,000 円	1 2 月期	2.05 月分
	教育長	545,000 円	計	3.95 月分
報 酬	議 長	350,000 円	6 月期	1.45 月分
	副議長	315,000 円	1 2 月期	1.65 月分
	議 員	290,000 円	計	3.10 月分

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～13 時 00 分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）

一人当たり平均使用日数	消化率
8.5 日	22.8%

(3) 特別休暇の導入状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

特別休暇の取得要件
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(3) 職員が骨髄移植のための登録の申出を行う場合又は申出、提供に必要な検査、入院等をする場合
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
(5) 職員が結婚する場合
(6) 産前休暇

- (7) 産後休暇
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
- (9) 配偶者が出産する場合
- (10) 男性職員が育児参加をする場合
- (11) 子供の看護をする場合
- (12) 職員の親族が死亡した場合
- (13) 職員が父母の追悼のための特別な行事に参加する場合
- (14) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持等を図る場合
- (15) 地震その他の災害により職員の住居が滅失等した場合でその復旧作業をする場合
- (16) 地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合
- (17) 地震その他の災害において職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合
- (18) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難な場合
- (19) 妊娠中の女性職員が母体保護のための通勤緩和をする場合
- (20) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合
- (21) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (22) 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合
- (23) 感染症の予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合
- (24) 要介護者の介護等、その世話をを行う場合

(注) 取得要件等は、「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」により定められています。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成29年度）

区 分	育児休業	部分休業	合 計
男 性	0 人	0 人	0 人
女 性	3 人	1 人	4 人

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成29年度）

降任	免職	休職	降給	合計
0 人	0 人	5 人	0 人	5 人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

(2) 懲戒処分者数（平成29年度）

戒告	減給	停職	免職	合計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言います。

6 サービスの状況

(1) サービス規律遵守のための取組（平成 29 年度）

取 組 内 容
選挙における職員のサービス規律の確保について（10 月） 年末年始における綱紀の厳正保持及び交通安全の徹底について（12 月）

(2) 兼職・兼業の許可件数（平成 29 年度）

許可件数（件）	主な許可事例
42	消防団活動等

（注 1） 上記の許可は、地方公務員法第 38 条第 1 項に基づくものです。

7 退職管理の状況

平成 28 年 4 月 1 日から、地方公務員法、下田市職員の退職管理に関する規則に基づき、元職員による現職職員への働きかけ等を規制する退職管理制度を実施しています。

8 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（平成 29 年度）

区 分	研 修 内 容	受講者数
集合研修	○ 新規採用職員研修	9 人
	○ コーピング研修	8 人
	○ 政策提案研修	6 人
派遣研修	○ 南伊豆町・西伊豆町・河津町合同研修 ○ 市町職員広域研修 ○ 全国市町村国際文化 ○ 静岡県主催研修 ○ 静岡県市職員研修協議会東部ブロック共同研修 など	63 人
合 計		86 人

(2) 勤務成績の評定の概要（平成 29 年度）

実施しておりません。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成 29 年度）

区 分		全職員
血液、血圧、 尿、心電図、 聴力検査	対象人員	246 人
	受診人員	193 人
	受診率	78.5%
胃部X線検査 (40歳以上)	対象人員	126 人
	受診人員	33 人
	受診率	26.2%

区 分		全職員
胸部レント ゲン検査	対象人員	246 人
	受診人員	131 人
	受診率	53.2%
人間ドック (希望者)	対象人員	246 人
	受診人員	35 人
	受診率	14.2%

(2) 公務災害等の認定状況等（平成 29 年度）

公務災害	通勤災害	計
4 件	0 件	4 件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成 29 年度）

概 要			
< 共済組合・互助会の運営 >			
下田市職員互助会			
互助会運営費交付金	会員数(249 人)＊7,000 円	1,743 千円	
※主な事業			
○ 事務費			
○ 福利厚生費（各クラブ助成・大会参加助成・人間ドック助成ほか）			